

糸島市新型インフルエンザ等対策行動計画  
(改定版)

令和2年4月

糸 島 市

## 目次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1 新型インフルエンザ等対策の特徴	3
2 新型インフルエンザ等対策の目的	3
3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
5 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
6 対策推進のための役割分担	9
7 発生段階	11
8 行動計画の主要6項目	13
(1) 実施体制	13
(2) 情報提供・共有	15
(3) 予防・まん延防止に関する措置	16
(4) 予防接種	17
(5) 医療	19
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	20
III. 各段階における対策	22
・未発生期	22
・海外発生期	25
・県内未発生期～県内発生早期	28
・県内感染期	32
・小康期	37
糸島市新型インフルエンザ等対策業務	40
第1 各部門における対策業務	40
第2 各部門における発生段階別対策業務	42
用語解説	55
基礎知識	58

# I. はじめに

## (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もあり、これらが発生した場合には国家的な危機管理として対応する必要がある。

このように、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が定められた。

特措法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と併せて、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## (2) 本市における新型インフルエンザ等対策の経緯及び行動計画の策定

本市は、平成22年4月、新型インフルエンザが発生した場合に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破たんに至らせないことを目的に「糸島市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

平成21年4月新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され世界的な大流行となり、我が国においても発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。諸外国と比較して入院患者数や死亡率等は低い水準にとどまったが、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等も見られた。これらの対策等から得られた多くの知見や教訓より、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国は、

平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。この改定に伴い、本市においても平成24年10月に糸島市新型インフルエンザ対策行動計画を改定している。

今回、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定され、同法第8条に基づき、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置き、発生した感染症の特性、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう「糸島市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）の策定を行うこととした。

なお、本行動計画の策定に伴い、平成24年10月に策定した「糸島市新型インフルエンザ対策行動計画」は廃止する。また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる必要があることや、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に行動計画の見直しを行うものとする。

### (3) 対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおり。

- ①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ②感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないものの、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策」によることとする。

市行動計画は、平成25年(2013年)に作成された政府行動計画や県行動計画並びに現在までに判明している事実に基づいて記載しているが、随時新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる必要があること等から適時適切に変更を行うこととする。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### II-1 新型インフルエンザ等対策の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられない。

福岡県は、鳥インフルエンザの発生が確認されているアジア諸国に近いという地理的条件に加え、本市に隣接する福岡市は国際空港等を備えており、アジア諸国との交流も盛んに行われ、入国者や滞在者も多い。このため、新型インフルエンザ等がアジア近隣国で発生した場合には、国内初の発生県となる可能性が十分考えられ、本市において発生する可能性も十分考えられる。

#### (2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。

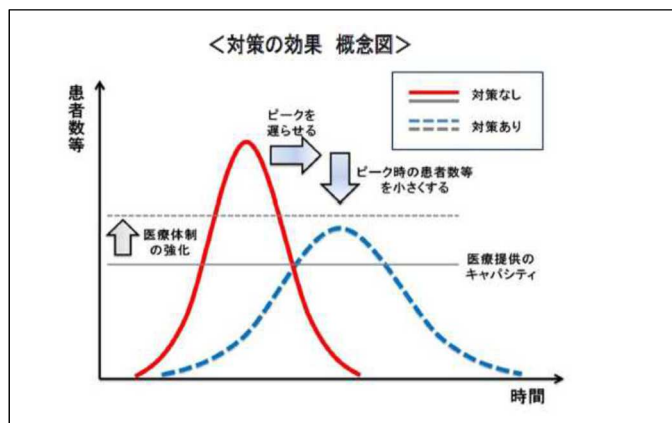
従って、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけて対策を講じる必要がある。

### II-2 新型インフルエンザ等対策の目的

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守る。

新型インフルエンザ等については、長期的に市民の多くが患う恐れがあるほか、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供の受入能力を超えてしまうことを念頭に置き、次の対策を講じていく必要がある。

- ①感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせることで、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者等を出来る限り少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるように努める。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



## (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ①地域での感染対策等を実施することにより、患者や事業所等の欠勤者の数を減らす。
- ②市は、業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持を図る。

## Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### (1) 柔軟な対応

- ①病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、様々な感染症の特性、発生の段階や状況の変化に対応できるよう柔軟に対策を講じる必要がある。
- ②各発生段階が移行する期間は極めて短期間となる場合があり、必ずしも発生段階を追って進行するとは限らない。また、緊急事態宣言が出された場合は、対策の内容も変化することに留意する。
- ③新型インフルエンザ等が発生した場合には、国において病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策が決定される。県はそれらの対策を踏まえ、実施すべき対策を決定し、市はその内容に基づいた対策を実施する。
- ④常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況に応じて必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図る等適時見直しを行うこととする。

### (2) 発生段階に応じた対応

- ①海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提とし、  
新型インフルエンザ等が発生した段階では、いつでも対策実施のための体制がとれるようにしておく。
- ②国内発生早期の段階では、病原性に応じて、県が不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等  
を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずることから、  
これらの対策が効果的となるよう市民や事業者等への周知等を行う。
- ③国内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・  
市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

### **(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策**

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、社会全体で取り組む必要がある。

すべての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続しなければならない重要な業務を絞り込む等の対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があること、またそれを許容することを市民に呼びかけることも必要である。

### **(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策**

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があるため、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は日頃からの手洗いの習慣化等、季節性インフルエンザと同様の対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

## Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、又は発生した場合に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務継続計画等に基づき、新型インフルエンザ等対策が的確かつ迅速に実施出来るように、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

県が特措法に基づき実施する医療関係者への医療等の実施要請（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛、学校、興行場等の使用等制限（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送（特措法第54条）、特定物資の売渡し（特措法第55条）等、各々の要請等にあたっては、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限であること（特措法第5条）、法令の根拠があることを前提として行われるものであること等を市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかしながら、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

糸島市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）や福岡県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合には、市対策本部は、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存



市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## Ⅱ-5 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

### (1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状からの飛沫感染、接触感染が主な感染経路であると推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

患者数等の流行規模に関する数値を被害想定として設定するが、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右され、また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

このため、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があるため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

### <糸島市の流行予測>

国が示した想定を基に、本市の人口に当てはめることで被害想定を行った。

- ①医療機関を受診する患者数（市民全人口の約25%が罹患する場合）人口比10.0%～19.0%と推計
- ②中等度（過去発生したアジア・インフルエンザ並みの致死率0.53%）
- ③重度（過去発生したスペイン・インフルエンザ並みの致死率2.0%）

項目		糸島市の想定	福岡県の想定	全国
①医療機関受診患者数		約1.0万人～1.9万人	約52.9万人～97.5万人	約1,300万人～約2,500万人
②中等度の 場合（上限）	入院者数	約440人	約2万3,000人	約53万人
	死亡者数	約140人	約7,200人	約17万人
③重度の場合 （上限）	入院者数	約1,450人	約7万5,000人	約200万人
	死亡者数	約530人	約2万7,000人	約64万人
1日あたり最 大入院患者数	中等度	約80人	約4,000人	約10万1千人
	重 度	約310人	約1万6,000人	約39万9千人

流行が約8週間続くという仮定した場合、中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は市内で約80人（流行発生から5週目）となり、重度の場合では、1日あたりの最大入院患者数は300人を超える。

ただし、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等対策による影響・薬の効果、現在の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。

これらの被害想定については、現時点においても多くの議論があり、国は、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしており、本市においても国、県の状況等を踏まえ適宜見直しを行う。

## （2）社会への影響に関する想定

①全市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。

②り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤となる。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

③ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患よりは、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込むと、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## Ⅱ-6 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割（特措法第3条）

国は、新型インフルエンザ等が発生した時は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しており、政府対策本部の下で基本的な対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 地方公共団体の役割（特措法第3条第4項）

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対策を実施する。

また、県内各市町村と緊密な連携を図りながら、市町村の対策の実施を支援し、必要な場合には保健福祉（環境）事務所を通じる等して市町村間の調整を行うほか、保健福祉（環境）事務所を新型インフルエンザ等発生地域における対応拠点として、保健所を設置する市（北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）や近隣県等と連携しながら、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する協議や情報の共有化を行う。

#### 【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、診療継続

計画を策定するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。

新型インフルエンザ発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

#### **(4) 指定（地方）公共機関の役割（特措法第3条第5項）**

新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### **(5) 登録事業者の役割（特措法第4条第3項）**

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等）であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものであり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

新型インフルエンザ等の発生時において、最低限の市民生活を維持する観点から、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### **(6) 一般の事業者の役割（特措法4条第1項及び第2項）**

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### **(7) 市民の役割（特措法第4条第1項）**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備え、個人レベルにおける食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## II-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておくことが必要である。

国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

本行動計画では、県行動計画に合わせ、県内における発生段階を考慮し、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を定め、県が判断した段階に応じて実施することとする。

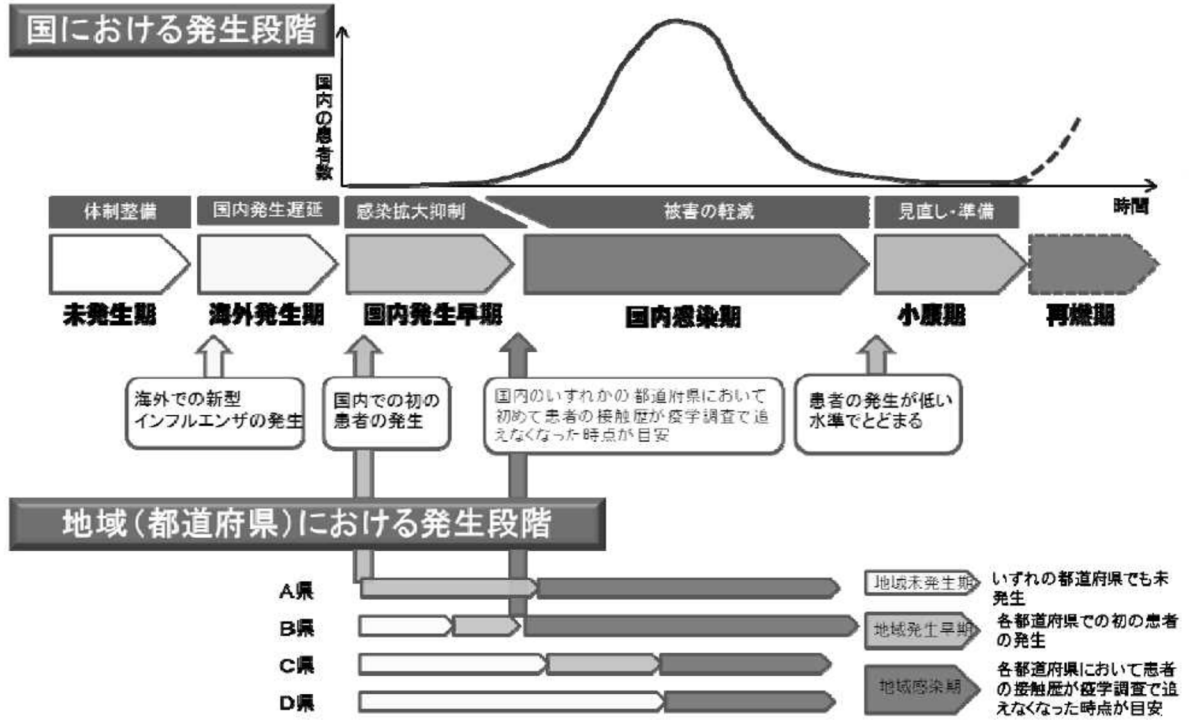
なお、発生段階が移行する期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに移行するとは限らないこと及び新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）がなされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する。

### <発生段階表>

発生段階		状 態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、福岡県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴が疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

※政府行動計画より転載



## II-8 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」ことを達成するための具体的対策として（1）実施体制、（2）情報提供・共有、（3）予防・まん延防止に関する措置、（4）予防接種、（5）医療、（6）市民生活及び市民経済の安定の確保の6項目に分けて策定する。

### （1）実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における関係部局等との認識の共有を図るとともに、連携を確保しながら全庁一体となった取組を推進し、発生時には国、県等と連携して、対策を強力に推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、感染拡大に伴い、行政サービスの低下が予想されることから、必要不可欠な業務の継続と危機管理対応を推進するため、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

また、国において緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法第34条に基づく「糸島市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じ、特措法に基づかない対策本部を設置する。

#### <各段階における市の組織体制>

発生段階	組織体制	主な対応
未発生期	庁議等	国内発生に備えた事前対応
海外発生期	庁議等（緊急事態宣言がなされた場合は対策本部設置）	
県内未発生期～ 県内感染期 小康期	糸島市新型インフルエンザ等対策本部	相談窓口設置、市民への情報提供、社会機能の維持、まん延防止策、予防接種の実施等

■ 糸島市新型インフルエンザ等  
対策本部組織図

本 部 会 議	本部長	市長	
	副本部長	副市長	
	副本部長	教育長	
	本 部 員	総務部長	
		企画部長	
		市民部長	
		健康増進部長	
		人権福祉部長	
		建設都市部長	
		産業振興部長	
		上下水道部長	
		議会事務局長	
		教育部長	
消防庁			

部 名	課 名		
総務対策部 (総務部長)	総務課 財政課 管財契約課 危機管理課 公共施設マネジメント推進室 会計課 監査事務局		
	企画対策部 (企画部長)	経営戦略課 秘書広報課 地域振興課 ブランド・学研都市推進課	
		市民対策部 (市民部長)	市民課 税務課 収税課 生活環境課
			健康増進対策部 (健康増進部長)
	人権福祉対策部 (人権福祉部長)		
建設都市対策部 (建設都市部長)		都市計画課 建設課 施設管理課	
	産業振興対策部 (産業振興部長)	農業振興課 農林水産課 商工観光課	
上下水道対策部 (上下水道部長)		業務課 水道課 下水道課	
	議会対策部 (議会事務局長)	議事課	
教育対策部 (教育部長)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化課		
	消防本部 (消防長)	消防総務課 予防課 警防課 消防署	



## (2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策を適宜適切に実施するため、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に提供できるよう体制を整える。

### ①情報提供・共有の目的

国家的な危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、県、医療機関、事業者、市民個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であることから、対策の全ての段階・分野において市、県、医療機関、事業者、市民個人の間で相互のコミュニケーションが必要である。

### ②情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、情報を受け取る側に応じた情報提供を行うため、インターネットや広報、防災行政無線等、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ③発生前における市民等への情報提供

予防的対策として、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や、様々な調査研究の結果等を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。特に幼児、児童・生徒等に対しては、学校や保育園等での集団感染等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部課と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

### ④発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速にわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。誤った情報が出た場合には、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを広く伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

## ⑤情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、国、県、関係機関等から提供される情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。また、市民からの問い合わせに対応できる窓口等を設置するなど、状況に応じ適時適切に情報を提供する。

## (3) 予防・まん延防止に関する措置

### ①まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行ピークを出来る限り遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながる。

まん延防止対策の実施にあたっては、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うこととなるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定する。

### ②主なまん延防止対策について

#### ア 個人における対策

手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、県は県内における発生の初期段階から新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置を行う。市は、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛の要請等を行うことから、当該措置の実施について、その取り組み等に適宜協力する。

#### イ 地域・職場における対策

職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている手洗い・うがい等の感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、高齢者福祉施設や学校・施設等の使用制限の要請を行うことから、当該措置の実施について、その取り組み等に適宜協力する。

## (4) 予防接種

### ①ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めることとなり、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、有効性が低い場合はパンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも予想されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも予想されるため、本計画では新型インフルエンザに限って記載する。

### ②特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### ア 対象者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### イ 接種順位等

特定接種の接種総枠、対象者、接種順位、その他の関連事項については、政府対策本部において

判断し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性、その他社会的状況等を踏まえた基本的対処方針により決定することとなっている。

#### ウ 接種体制

政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則として集団接種により実施する。

### ③住民接種

#### ア 種類

##### ■ 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

##### ■ 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として行われる。

#### イ 対象者

次の4つの群に分類するが、接種の順位については柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、政府対策本部が決定する。

##### ■ 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

##### ■ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

##### ■ 成人・若年者

##### ■ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

## ウ 接種体制

政府対策本部の決定に従い、市が実施主体となり、原則として集団接種により実施する。

## (5) 医療

### 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるための不可欠な要素である。健康被害を最小限にとどめるということは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

県では、次のとおり医療対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に協力する。

#### <医療に対する県の対策>

ア 未発生期においては、二次医療圏域（福岡市・糸島市）を単位として、保健福祉(環境)事務所を中心として、地域の医師会、薬剤師会、医療機関や市町村等の関係者からなる対策会議を設置する等、地域の関係者と連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

あらかじめ、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに「帰国者・接触者外来相談センター」の設置の準備を進める。

イ 海外発生期から県内発生早期においては、保健福祉(環境)事務所等に「帰国者・接触者外来相談センター」を設置し、その周知を図る。

発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者の診療のために、各地域に「帰国者・接触者外来(医療機関内)」を確保して診療を行う。

ウ 県内感染期においては、帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、原則としてすべての医療機関で診療する体制に切り替える。患者数の大幅増加にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅医療に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

＜各段階における外来体制・入院体制＞

発生段階	外来体制	入院体制
海外発生期～県内発生早期	帰国者・接触者外来 (事前に帰国者・接触者センターへの連絡が必要)	感染症指定医療機関
県内感染期	帰国者・接触者外来の必要性を検討し、状況に応じてすべての医療機関で診療できる体制に移行	入院協力医療機関 (必要に応じてすべての入院可能な医療機関)
小康期	通常対応	通常対応

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

①市民生活及び市民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行は約8週間程度続くと言われている。加えて、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時において、市民生活・市民経済への影響を最小限とできるよう、市は、県や医療機関等の関係機関と相互に連携しながら、事前に十分な準備を行う。

併せて、一般の事業者においても、同様に事前の準備を行うよう、県等と連携して働きかける。

②要援護者対策

新型インフルエンザ等の流行によって孤立化し、生活に支障を来すおそれがある高齢者世帯や障がい者世帯もでることが予測される。

このため、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報を最大限活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討する。

本行動計画における要援護者は次のとおりとする。なお、新型インフルエンザ等の発生状況によっては柔軟に対応し、要援護者を決定する。

ア 一人暮らしの高齢者等で介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者

イ 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活が非常に困難な

者

ウ 障がい者又は高齢者のうち、支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、  
感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者

エ その他、支援を必要とする者

## III. 各段階における対策

発生段階ごとの個別の対策については、政府行動計画で示されている発生段階を引用し、以下のとおりとする。なお、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的な対処方針」に則って、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国・県等からの情報収集や発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。</li> <li>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等について、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> <li>3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び県との連携を図り、継続的に情報収集等を行う。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### ①市行動計画の策定

ア 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直す。

イ 発生時の対策を的確かつ迅速に実施するために、対応マニュアル及び業務継続計画の策定を行



う。

## ②関係機関との連携

新型インフルエンザ等の発生に備え、県等関係機関との平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

## (2) 情報提供・共有

### ①情報提供

国や県が発信する情報の入手に努め、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市民や関係機関等に対し、広報、回覧版、市ホームページや防災行政無線等各種媒体を利用したわかりやすい情報提供を一元的に行う。

### ②体制整備

市民からの様々な相談に応じるための相談窓口を設置する準備を進める。

## (3) 予防・まん延防止に関する措置

### ①個人における対策の普及

市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等基本的な感染対策の理解促進を図る。

### ②地域・職場への対応

地域や職場、学校・福祉施設等における感染対策の実施について周知を図る。

### ③水際対策（防疫措置、疫学調査等）への協力

国が実施する水際対策等に伴う措置について、その取り組み等に適宜協力する。

## (4) 予防接種

### ①特定接種

国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じ協力するとともに、特定接種の対象となり得る市職員を把握し、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。

## ②住民接種

市内に居住する者に対し、原則として集団接種により、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

また、国が示すモデル等を参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## (5) 医療

### 医療体制の整備

県が行う臨時の医療施設の設置等、医療体制の整備について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ①業務継続計画の策定

新型インフルエンザ等の発生において、必要な行政サービスの提供を維持できるよう市業務継続計画を策定する。

### ②要援護者への支援

要援護者のリストを作成し、新型インフルエンザ等発生時に必要な生活支援（見回り、食事の提供等）の内容の検討を行う。また、その支援内容について関係機関に説明及び協力の依頼を行う。

### ③火葬能力等の把握

県は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

市は、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

### ④物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他物資及び資材等の備蓄をする。

海外発生期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の市内発生が遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内発生した場合の患者を早期発見できるようサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> </ol>

### (1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生したとの情報を得た場合には、速やかに庁内における情報の集約、共有を行う。

国が特措法第15条に基づき「政府対策本部」を設置した場合には、庁議または必要に応じ、任意の市対策本部を設置し、対策について協議する。

### (2) 情報提供・共有

#### ①情報提供

新型インフルエンザ等の発生に備えた個人レベルの対策の周知、並びに海外での発生状況や、現在の対策等について市民や関係機関等に対して情報提供し、注意喚起を行う。

②情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況や国内発生時の対応等について県、医師会等の関係機関と情報共有を図り、必要に応じ協議を行う。

③相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対し、適切な情報提供ができるよう相談窓口等を設置する。

(3) 予防・まん延防止に関する措置

感染対策の実施

引き続き、市民や関係機関等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等、基本的な感染対策の実施、感染拡大防止策の徹底等について周知を図る。

(4) 予防接種

国が実施する接種実施モニタリング、有効性の評価、ワクチンの副反応情報の収集を県からの情報提供等も含め積極的に行い、接種者への周知を行う。

接種体制

ア特定接種

国が緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合は、基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を実施する市職員に対し、集団接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を行う。

イ住民接種

国が特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、市は市民が速やかに接種できるよう、接種体制の準備を行う。

(5) 医療

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者で、発熱・呼吸器症状等を有する者に対し、県が設置する帰国者・接触者相談センターを通じ、帰国者・接触者外来を受診するよう、県と連携して周知等を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

## ①要援護者対策

未発生期の対策を踏まえ、県や関係機関と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供等、介護、訪問診療）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について準備を行う。

## ②遺体の火葬・安置

市は、県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう県と連携し、準備を行う。

県内未発生期～県内発生早期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内未発生期 <p style="margin-left: 40px;">国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> </li> <li>・ 県内発生早期 <p style="margin-left: 40px;">県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> </li> </ul>
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため感染対策を行う。国が緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染対策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 国内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、県の協力を得ながら国内外の情報をできるだけ集約する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

## (1) 実施体制

緊急事態宣言がなされていない場合であっても、対策の実施において必要と認められる場合、任意の対策本部を設置し、基本的対処方針を踏まえて早期の対策を協議する。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

## (2) 情報提供・共有

## ①情報提供

国等からの情報をもとに、市民や関係機関等に対して、国内・県内での発生状況や現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等の情報について、詳細に分かりやすく、出来る限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行う。

## ②情報共有

県や関係機関等と連携して相互の情報共有を強化し、引き続き、適時適切な情報共有を図るとともに、県等の実施する下記サーベイランスに適宜協力する

ア 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化する。

イ 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。

## ③相談窓口の体制充実・強化

市民からの相談増加に備え、適切な対応が出来るよう相談体制の充実・強化を行う。

## (3) 予防・まん延防止に関する措置

引き続き、市民や関係機関等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等、基本的な感染対策の実施、感染拡大防止策の徹底等について周知を図る。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

県は、必要に応じ、住民に対する不要不急の外出自粛要請及び学校・保育施設等の臨時休業や施設における感染対策等の実施要請を行うため、市は、県の実施する措置に適宜協力する。

#### (4) 予防接種

引き続き、国が実施する接種実施モニタリング、有効性の評価、ワクチンの副反応情報の収集を県からの情報提供等も含め積極的に行い、接種者への周知を行う。

##### ①特定接種

基本的対処方針を踏まえ、国、県と連携し、基本的に集団接種により、新型インフルエンザ等対策を実施する市職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。

##### ②住民接種

ア 国は、接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

イ 市は、国の指示を受け、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条3項に基づく接種を開始するとともに、市民に対し接種に関する情報提供を行う。

ウ 接種の実施にあたり、県や医師会と連携し、保健福祉(環境)事務所、学校等、公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団接種を行う。

##### 緊急事態宣言がされている場合の措置

市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 医療

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、直接医療機関を受診せず、県が整備する帰国者・接触者相談センターを通じ、帰国者・接触者外来を受診するよう周知を行う。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### ①要援護者対策



引き続き、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供等、介護、訪問診療）の準備・対応を行う。また、医療機関への搬送や死亡時の対応等についても県と連携を図り準備を行う。

## ②遺体の火葬・安置

県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、引き続き一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

### 緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行った場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

#### ①水の安定供給

水道事業者である市は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### ②生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民の経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみがないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

県内感染期
<p>○状況</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。</p> <p>感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p>
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 県内では、地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、市において実施すべき対策の判断を、県と協力して行う。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をできるだけ少なくし、医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることにより、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合には、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

## (1) 実施体制

国は基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。これを踏まえ、市は任意の対策本部を設置し、県内感染期の対策を決定する。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がなれている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

## ①対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

## ②他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により市が緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報提供・共有

政府行動計画では、全国での新型インフルエンザ等患者の患者数が数百人程度に増加した段階の全数把握については、都道府県ごとの対応とされていることから、県は、必要に応じ、国と協議を行った上で全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。また、県等において実施している学校等における集団発生の把握の強化についても通常のサーベイランスに戻すこととなるため、市は、県等の実施に適宜協力する。

## ①情報提供

引き続き、市民や関係機関等に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内及び市内における発生状況や現在の具体的な対策等を詳細に分かりやすく、迅速に情報提供する。また、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、感染対策や流行状況に応じた医療体制を周知する。

## ②情報共有

引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や対策の方針等、必要な情報について県や関係機関と情報共有を図る。

## ③相談窓口の継続

相談窓口を継続し、国及び県と連携して状況に応じた体制の拡充を検討する。

### (3) 予防・まん延防止に関する措置

#### 感染対策の実施

引き続き、市民や関係機関等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等、基本的な感染対策の実施、感染拡大防止策の徹底等について周知を図る。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、住民に対する不要不急の外出自粛要請及び学校・保育施設等の臨時休業や施設における感染対策等の実施要請を行うため、市は、必要に応じ県の実施する措置に協力する。

### (4) 予防接種

国においてはワクチンを確保し、速やかに供給することとしており、市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 医療

#### ①患者への対応

県は、国の要請又は必要が生じた場合には、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則としてすべての医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診察及び入院治療を行う体制に変更する。そのため、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養となることから、市は、診療体制や診療時間等の情報提供や問い合わせへの対応を行う。

#### ②在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザ等患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

県は、必要に応じ、臨時の医療施設の設置等の医療対策を行うため、市は、これに協力する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がなされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

## ①水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## ②生活関連物資等の価格の安定等

ア 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携し、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

エ 新型インフルエンザ等のまん延により、市民が自ら食料品・生活必需品等を購入することが困難となる地域が発生した場合には、食料品・生活必需品等を地域内の集積拠点まで搬送し配分する又は個々の世帯を訪問し配布する等、適切な措置を講ずる。

## ③要援護者対策

市は、国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

## ④埋葬・火葬の特例等

可能な限り火葬炉を稼働させるが、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

埋葬または火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、市以外の市町村長が、国が定める埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例により行う。

小康期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
<p>○目的</p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>○対策の考え方</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報を提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 実施体制

#### ①基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点で基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置など、小康期の対処方針を公示する。

#### ②緊急事態宣言の解除

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う。

#### ③対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を廃止する。

### (2) 情報提供・共有

#### ①情報提供

小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注

意喚起を行う。

## ②相談窓口の体制の縮小

国の要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等の相談窓口等の体制を縮小する。

## (3) 予防・まん延防止に関する措置

再流行に備え、市民や関係機関等に対し、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を継続するよう促す。

## (4) 予防接種

### 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく臨時の予防接種を進める。

## (5) 医療

### 医療体制

県が、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことについて、市民に周知する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、県が行う事業者に対して要請する食料品、生活関連物資等の価格が高騰や買い占め及び売り惜しみが生じない対応について、適宜協力する。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ①新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

在宅の高齢者、障がい者等要援護者に対して行っていた生活支援（見回り、食事の提供等、介護、訪問診療）、搬送、死亡時の対応等を、基本的対処方針に基づき、状況に応じて平時の状態に戻す。



## ②新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

# 糸島市新型インフルエンザ等対策業務

## 第1 各部門における対策業務

部門等	対策業務	
各部門等 共通	1	職員（家族含む）の感染予防・防護対策
	2	来訪者・利用者、その他市民への情報提供・啓発
	3	関係機関・団体等への情報提供・啓発
	4	不要不急の業務の縮小及び必須業務の機能確保、業務継続計画の策定
	5	職員の出勤状況の把握及びインフルエンザ様症状を呈する職員の把握
	6	感染対策物資の備蓄・管理
健康増進部	1	新型インフルエンザ等対策行動計画の策定、見直し
	2	国・県・他市町との情報交換、連絡調整、訓練
	3	新型インフルエンザ等対策委員会の運営事務
	4	新型インフルエンザ等に関する情報収集
	5	相談窓口（コールセンター）の設置
	6	感染対策の実施及び統括
	7	予防接種の実施
	8	必要な医療資機材等の調達
	9	自宅で療養する患者等に対する支援
	10	医療体制の確保
	11	業務継続計画の策定指示、集約
	12	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
	13	要援護者に対する支援
総務部	1	市対策本部の運営の統括
	2	社会活動の自粛要請
	3	国・県・他市町対策本部との連絡調整
	4	職員の健康管理・保健指導
	5	全庁的な職員の欠勤状況の把握及び職員の応援対策
	6	予算の措置・確保
	7	施設の開設状況の把握（総括）
	8	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
	9	業務継続計画の管理
企画部	1	関連情報の提供、広報
	2	情報弱者に関する情報提供
	3	公共交通機関、ライフライン事業者との連携

	4	各行政区との連絡・連携
<b>市民部</b>	1	可燃性ごみ・不燃性ごみ・不燃物等の処理
	2	愛玩動物対策（飼い主が感染した場合）
	3	臨時遺体安置所の確保
	4	遺体に対する対応（火葬等）
	5	感染性廃棄物対策
<b>人権福祉部</b>	1	要援護者に対する支援
	2	日本赤十字社との連絡調整
	3	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
<b>建設都市部</b>	1	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
<b>上下水道部</b>	1	上水道供給の維持（浄水・配水・設備機器運転・管理）
	2	下水管渠の維持
	3	下水処理場・ポンプ場の運転の維持
	4	要員の確保
	5	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
<b>産業振興部</b>	1	家禽等への感染防止に関する国・県・他市町・関係機関との連絡調整
	2	家禽等の飼育者に対する広報
	3	家禽等の相談の対応
	4	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
<b>教育部</b>	1	児童生徒・教職員等の健康管理及び家庭への啓発・相談・指導
	2	市立学校等における感染及び感染拡大防止対策
	3	学校給食における安全対策
	4	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策
<b>議会事務局</b>	1	議員への連絡・報告・啓発
<b>監査事務局</b>	1	他部門への支援
<b>会計管理者・会計課</b>	1	他部門への支援
<b>消防本部</b>	1	新型インフルエンザ等に関する情報収集・共有
	2	優先業務継続の選定（救急業務の最優先、消火・救助業務の体制維持）
	3	人員、資源、連携体制等の確保
	4	新型インフルエンザ等感染防止措置

## 第2 各部門における発生段階別対策業務

新型インフルエンザ等対策に係る各部門の対策業務を下記のとおり定め、各部門においては、発生段階に応じた対策業務を実施する。

### 【各部門における共通項目】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 職員（家族含む）の感染予防・防護対策	○新型インフルエンザに関する情報（発生地域等）の周知 ○職員の感染予防・防護対策の啓発（咳エチケット、手洗い、うがい等）				
	○従来型インフルエンザ予防接種の勧奨		○体調不良者に対する受診勧奨 ○出張中止の検討、実施		
			○マスク等の使用	○マスク等使用の徹底	
2 来訪者・利用者、その他市民への情報提供・啓発	○来訪者・利用者等各部門で関わる市民への情報提供・啓発（咳エチケット、手洗い、うがい等）		○来訪者・利用者等各部門で関わる市民への情報提供・啓発、感染予防の協力依頼（咳エチケット、手洗い、うがい等）		
3 関係機関・団体等への情報提供・啓発	○関係機関・団体等への情報提供・連絡調整				
4 不要不急の業務の縮小及び必須業務の機能確保	○不要不急の業務（各種会議等）の縮小、一時休止、運用の見直し等の検討・準備・実施			○不要不急の業務（各種会議等）の縮小、一時休止、運用の見直し等の再検討・実施	
	○業務継続計画の策定 ○必須業務の機能確保に向けた検討・準備			○必須業務の機能確保に向けた対策の実施	○必須業務の機能確保に向けた対策の再検討・実施
5 職員の出勤状況の把握及びインフルエンザ様症状を呈する職員の把握			○職員の出勤状況の把握 ○インフルエンザ様症状職員の把握 ○欠勤職員の状況把握 ○対策本部への報告		
6 感染対策物資の備蓄・管理	○感染対策物資の備蓄・管理（マスク・手袋・うがい薬・消毒液等）				

【健康増進部】

対策業務	未発定期	海外発定期	県内未発定期 ～ 県内発 生早期	県内感染期	小康期
1 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定、見直し	○市行動計画の策定、見直し				
2 国・県・他市町との情報交換、連絡調整、訓練	○発生に備え国・県・他市町との情報交換 ○訓練の実施	○国・県・他市町との連絡調整を密に行い、積極的に体制整備に関する情報の収集を行う。			
3 新型インフルエンザ等対策委員会の運営事務	○新型インフルエンザ等対策委員会の運営				
4 新型インフルエンザ等に関する情報収集	○WHO・国・県等関係機関からの情報収集 ○他市町との情報交換・連絡調整 ○平時（糸島市新型インフルエンザ等対策本部未設置時）における事務の統括				
5 相談窓口（コールセンター）の設置		○県設置の相談窓口と連携	○県と連携して相談窓口（コールセンター）を設置 ○流行状況・予防策・医療機関の受診方法・各種相談等に対応		
6 感染対策の実施及び統括	○国・県・他市町との連絡調整 ○個人における感染対策の普及	○各部門との連絡調整 ○個人における感染対策の周知			
7 予防接種の実施	○特定接種の準備 ○住民接種の準備	○特定接種の実施 ○特定接種の広報・相談	○住民接種の実施 ○住民接種の広報・相談 ○住民接種の有効性・安全性に係る調査		
8 必要な医療資機材等の調達	○個人防護具、マスク等の備蓄	○県と連携し、抗インフルエンザウイルス薬及び医療資材の流通状況把握 ○必要に応じ、医療資材の調達・移動			

9 自宅で療養する患者等に対する支援	○支援体制の検討 ○支援物資の検討	○支援対象者の把握 ○支援体制の確立 ○支援物資の確保	○支援対象者の精査 ○連絡体制の確立 ○支援の実施	○支援物資の補充
10医療体制の確保	○県からの要請への協力	○帰国者・接触者相談センターの情報提供・周知	○診療体制の情報提供	○通常の診療体制に移行した周知
11業務継続計画の策定指示、集約	○各課へ業務継続計画の策定指示及び集約			
12所管施設等における感染及び感染拡大防止対策  (施設等)	○来庁者・利用者その他市民への情報提供・啓発 ○予防体制の確立  ○情報提供 ・介護保険事業者（施設系、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所） ・介護保険施設 ・高齢者施設	○施設休館について検討・準備  ○利用者への休館準備状況の周知 ○情報提供及び注意喚起 ・介護保険事業者 ・介護保険施設 ・高齢者施設	○休館の実施  ○通所施設、事業所の臨時休業 ○消毒・衛生管理の徹底 ○入所施設の家族等への面会制限 ○保健福祉事務所、医療機関との連携	○施設休館の解除
13要援護者に対する支援	○支援対象者の把握 ○支援体制の検討 ○支援物資の検討	○支援対象者の精査 ○連絡体制の検討 ○支援体制の確立 ○支援物資の確保	○支援対象者の精査 ○連絡体制の確立 ○支援の実施	○支援物資の補充

【総務部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期	
1 市対策本部の 運営の統括		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部会議の開催・決定事項の周知</li> <li>○ 各部門との連絡調整</li> <li>○ 各部門に対する情報提供</li> </ul>				
		○ 緊急事態宣言がなされた場合対策本部の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部体制の強化</li> <li>○ 各部門における実施事項の集約</li> </ul>		
		○ 夜間・休日体制の検討	○ 夜間・休日体制の確立・実施			
2 社会活動の自 粛要請		○ 非常事態宣言発令の検討・準備				
		○ 社会活動の自粛要請の準備・実施		○ 社会活動の自粛要請の実施・強化		
3 国・県・他市 町対策本部と の連絡調整		○ 国・県への要望・問題点等の把握				
4 職員の健康管 理・保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各職員、各所属に対する感染対策（基礎知識・咳エチケット・手洗い・うがい・消毒方法等）に関する情報提供</li> <li>○ 職員相談窓口の設置、情報収集</li> <li>○ 体調不良者に対する休業勧告、受診勧奨</li> <li>○ 各職場への依頼、勧奨 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策物資（マスク・手袋・消毒液等）の確認、備蓄強化</li> <li>・ 感染対策の実施</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各職員、各所属に対する情報提供（相談窓口・医療機関等）</li> <li>○ 健康づくり課等との情報交換（ワクチン、抗ウイルス薬等）</li> <li>○ 体調不良者に対する休業勧告、受診勧告</li> <li>○ 出張中止の検討・準備</li> <li>○ 各職場への依頼、勧奨 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良者（家族含む）の把握</li> <li>・ 欠勤職員の安否確認</li> <li>・ 感染対策の強化（施設立入制限、職場消毒等）</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各職員、各所属に対する情報提供の継続</li> <li>○ ワクチン、抗ウイルス薬等に関する情報確認・情報提供</li> <li>○ 体調不良者に対する休業勧告、受診勧告</li> <li>○ 出張中止</li> <li>○ 各職場への依頼、勧奨 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫業務に従事する職員の健康状態の確認</li> <li>・ 窓口業務に従事する職員の健康状態の確認</li> <li>・ 体調不良者の把握</li> <li>・ 欠勤職員の安否確認</li> <li>・ 感染対策実施状況の確認</li> <li>・ 感染対策の徹底</li> <li>・ 感染症対策物資の確認、備蓄</li> </ul> </li> </ul>	

5 全庁的な職員 の欠勤状況の 把握及び職員 の応援対策	○各所属への職員の欠勤状況調査			
		○支援が必要な所属の把握 ○支援職員の動員		
6 予算の措置・ 確保	○必要に応じた応急の予算措置			
7 施設の開設状 況の把握（総 括）	○市施設の開設状況の把握			
8 所管施設等に おける感染及 び感染拡大防 止対策	○来庁者・利用者その他市民 への情報提供・啓発  ○予防体制の確立	○庁舎出入り 制限の検 討・準備  ○閉鎖・縮小窓 口の検討・準 備	○庁舎への出 入り制限  ○窓口の閉 鎖・縮小の実 施	○出入り制限 等の解除
9 業務継続計画 の管理	○業務継続計画に基づく体制整備・業務遂行管理			

### 【企画部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生 期～県 内発生早 期	県内感染期	小康期
1 関連情報の 提供、広報	○市広報・市ホームページ等を活用した注意喚 起  ○報道機関への情報提供			○市広報・市ホームページ等を 活用した注意喚起及び対策の 広報  ○報道機関への情報提供	
2 情報弱者に 対する情報 提供	○国際交流センター等を活用した外国人への 感染予防策情報提供・注意喚起				
3 公共交通機 関、ライフラ イン事業者 との連携	○緊急連絡 体制の確 認  ○情報収集	○事業者との連携、情報提供			
4 各行政区と の連絡・連携	○緊急連絡体制の確認  ○情報収集		○各行政区との連携、情報提供		



【市民部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 可燃性ごみ・ 不燃性ごみ・ 不燃物等の処理	○ごみ処理施設等運営者への 注意喚起  ○必要物資の備蓄		○自己搬入ご みの受入停 止の準備・検 討	○自己搬入ご みの受入停 止	○自己搬入ご みの受入解 除
2 愛玩動物対策 (飼い主が感 染した場合)		○飼い主へのペットホテルなど 一時預かり場所の情報提供		○相談窓口の 設置	
3 臨時遺体安置 所の確保			○臨時遺体安 置所の検討	○臨時遺体安 置所の設置  ○一時埋葬場 所の確保	
4 遺体に対する 対応(火葬等)	○火葬能力の確認  ○葬祭用品の手配・準備  ○火葬場への遺体搬送体制の確認			○火葬場運営 体制の確認  ○葬祭用品の 確保  ○火葬場への 遺体輸送手 配  ○冷凍保存場 所への遺体 輸送手配	
5 感染性廃棄物 対策			○防護服・マスク等の感染性廃 棄物の処理		

【人権福祉部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 要援護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援対象者の把握</li> <li>○ 支援体制の検討</li> <li>○ 支援物資の検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援対象者の精査</li> <li>○ 連絡体制の検討</li> <li>○ 支援体制の確立</li> <li>○ 支援物資の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援対象者の精査</li> <li>○ 連絡体制の確立</li> <li>○ 支援の実施</li> </ul>	○ 支援物資の補充
2 日本赤十字社との連絡調整		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本赤十字社福岡県支部からの情報収集</li> <li>○ 物資の調達</li> </ul>			
3 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策  (福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来庁者・利用者その他市民への情報提供・啓発</li> <li>○ 予防体制の確立</li> <li>○ 情報提供 ・ 障がい者施設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設休館について検討・準備</li> <li>○ 利用者への休館準備状況の周知</li> <li>○ 情報提供及び注意喚起 ・ 障がい者施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設休館の実施</li> <li>○ 通所施設、事業所の臨時休業</li> <li>○ 消毒・衛生管理の徹底</li> <li>○ 入所施設の家族等への面会制限</li> <li>○ 保健所、医療機関との連携</li> <li>○ 社会機能の維持にかかわる事業の継続と不要不急の事業の休止</li> </ul>	○ 施設休館の解除

(児童福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者その他市民への情報提供・啓発</li> <li>・保育所</li> <li>・幼稚園</li> <li>・児童クラブ</li> <li>・子育て支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者発生施設の登所及び通所制限・休所等の検討・実施・周知</li> <li>○保育等実施方法の検討・変更</li> <li>○関係者対策</li> <li>○予防体制の確立・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一斉休所の実施</li> <li>○社会機能の維持に関わる事業従事者の児童に対応する臨時保育施設開設の検討・実施</li> <li>○行事等への参加制限</li> <li>○支援の実施</li> </ul>	
----------	--	--	---	--

【建設都市部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者への情報提供・啓発</li> <li>○予防体制の確立</li> </ul>				

【上下水道部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 上水道供給の維持（浄水・配水・設備機器運転・管理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設備機器運転等に最低限必要な作業の確認及び他の職員への周知</li> <li>○必要薬品、機材、物資等の確保</li> <li>○委託業者等への情報提供</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○担当職員が欠勤の場合の対応を確認</li> <li>○緊急以外の修理・新規工事中止の検討</li> <li>○必要薬品の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急修理のみ実施</li> </ul>	
2 下水管渠の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の維持管理業務</li> <li>○緊急連絡体制の確認</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の要員確保</li> <li>○緊急修理のみ実施</li> </ul>	
3 下水処理場・ポンプ場の運転の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の運転</li> <li>○運転委託業者等への感染予防情報提供</li> <li>○感染対策用品の備蓄</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○処理用薬品の備蓄</li> <li>○運転委託業者等の社内業務維持体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要員確保（運転委託含む）</li> <li>○施設立入禁止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設立入禁止措置の解除</li> </ul>
4 要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指揮命令系統の確認</li> <li>○各業務要員リストの作成（他部門職員含む）</li> <li>○リスト登載者への周知・協力要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○要員リストにより配置場所等の検討・周知</li> <li>○他部門職員の協力の可否の確認・協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出勤状況の把握</li> <li>○状況に応じ、配置換えの実施、他部門職員へ協力要請</li> </ul>	
5 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○来庁者・利用者その他市民への情報提供・啓発</li> <li>○予防体制の確立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設立入禁止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設立入禁止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設立入禁止措置の解除</li> </ul>

【産業振興部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発 生早期	県内感染期	小康期
1 家禽等への感染防止に関する国・県・他市町・関係機関との連絡調整	<p>○家禽等の感染防止について、国・県・他市町・関係機関と連絡調整</p> <p>○県中央家畜保健衛生所が行う家禽における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫演習への協力</p> <p>○県中央家畜保健衛生所への家禽農場からの異常家禽の早期発見・早期通報についての協力</p>				
2 家禽等の飼育者に対する広報	<p>○市内農家に対し、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策として日常の衛生管理等について周知徹底</p> <p>○県と連携しながら、飼育者へ情報提供</p>				
3 家禽等の相談の対応	<p>○家禽飼育者からの各種相談に対応・情報提供</p>				
4 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策	<p>○来庁者・利用者その他市民への情報提供・啓発</p> <p>○予防体制の確立</p>	<p>○施設休館について検討・準備</p> <p>○利用者への休館準備状況の周知</p>	<p>○施設休館の実施</p>	<p>○施設休館の解除</p>	
5 事業者等への事業継続支援	<p>○市内事業所への事業継続計画に関する情報提供</p>				
6 生活支援物資等の価格の安定	<p>○生活関連物資等の適切な供給のための調査・監視</p> <p>○関係団体等に対する安定供給への協力要請</p>				
7 相談・情報収集窓口の充実	<p>○生活支援物資等に関する相談・情報収集窓口の設置準備</p>	<p>○相談・情報収集窓口の設置</p>		<p>○相談・情報収集窓口の解除</p>	

【教育部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 児童生徒・教職員等の健康管理及び家庭への啓発・相談・指導		○発生国から帰国した児童生徒、教職員等に対し、新型インフルエンザ症状を呈した場合、適切な受診方法を指導	○学校関係者への迅速かつ正確な情報の提供 ・新型インフルエンザ症状、感染経路等 ・効果的な予防方法（マスクの着用、うがい、手洗いの徹底など） ・症状を呈した場合の対応（医療機関の受診方法など） ・国内の発生状況、周辺地域で発生した場合の対応策 ・海外での発生状況 など		
2 市立学校等における感染及び感染拡大防止対策	○予防のために外出時のマスク着用、うがいと手洗いの励行が徹底されるように指導 ○保護者に対し、新型インフルエンザが疑われる症状が見られる場合の適切受診方法を啓発 ○新型インフルエンザ発生時に備え、連絡体制を確認		○不要不急の集会や不特定多数の集まる活動の自粛 ○県内・市内等で新型インフルエンザが発生した場合には、臨時休業を検討・対処	○学校の臨時休業を実施し、極力外出を控えることと併せ休校期間中の家庭と学校の連絡方法、家庭での過ごし方等について指導	○臨時休業の解除
3 学校給食における安全対策	○調理従事者の感染に対応した代替要員の確認 ○簡易給食の確認		○献立内容の検討・変更 ○調理従事者の感染に対応した代替要員の確保 ○必要に応じ簡易給食の実施 ○必要に応じランチルーム給食を教室での給食に変更	○臨時休業に伴い給食休止 ○再開に向け情報収集	○給食再開

4 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策	<input type="checkbox"/> 来庁者・利用者その他市民への情報提供・啓発 <input type="checkbox"/> 予防体制の確立	<input type="checkbox"/> 施設休館について検討・準備 <input type="checkbox"/> 利用者への休館準備状況の周知	<input type="checkbox"/> 施設休館の実施	<input type="checkbox"/> 施設休館の解除
-------------------------	--	---	----------------------------------	----------------------------------

【議会事務局】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 議員への連絡・報告・啓発	<input type="checkbox"/> 議員への連絡・報告体制の確認 <input type="checkbox"/> 議員への情報提供 <input type="checkbox"/> 議員への予防・防護対策の啓発		<input type="checkbox"/> 状況報告の適宜実施 <input type="checkbox"/> インフルエンザ様議員の把握及び適切な受診方法の啓発		

【会計管理者・会計課】 【監査事務局】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 他部門への支援	<input type="checkbox"/> 支援内容・体制の検討・準備			<input type="checkbox"/> 他部門への支援	

【消防本部】

対策業務	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
1 新型インフルエンザ等に関する情報収集・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WHO・国・県等関係機関からの情報収集</li> <li>○各部門との連絡調整</li> </ul>				
2 優先業務継続の選定（救急業務の最優先、消火・救助業務の体制維持）	○通常の体制	○優先業務計画の確認及び署の活動マニュアル確認準備	○救急業務の最優先、消火・救助業務の体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優先業務の縮小</li> <li>○通常業務への順次切替</li> </ul>	
3 人員、資源、連携体制の確保	○通常の体制	○人員計画、装備・資器材等の確保、関係機関との連携	○人員計画、装備・資器材等の確保、増大する119番通報への対応計画、関係機関との連携		
4 新型インフルエンザ等感染防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の標準予防策</li> <li>○対人距離の保持、手洗い、咳エチケット</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○対人距離の保持、手洗い、咳エチケット</li> <li>○職場の清掃、消毒、定期的なインフルエンザワクチンの接種</li> <li>○家庭における感染及び感染疑いの把握</li> </ul>		



## ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指す。)

## ○感染

病原体に接触したことをいう。

## ○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含める。)又は薬局

## ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する診療を行う外来をいう。

## ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターをいう。

## ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤で、ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、国が政令で定めるものをいう。

例) 独立行政法人国立病院機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、九州旅客鉄道株式会社、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本ワクチン産業協会、九州電力株式会社 など

## ○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの。

## ○新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。

## ○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○致命率

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者で、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ○パンデミック

感染症の世界的な大流行をいう。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

## ○り患

病原体に接触したことにより、感染症にかかったことをいう。

## 1. 新型インフルエンザ等の概要

### (1) 新型インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニターゼ (NA) という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる、A/H1N1、A/H3N2というのはこれらの亜型を指している。)

### (2) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥のみに感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

### (3) 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ (H1N1) 2009」として

いる。

### (4) 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### (5) 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザは、インフルエンザに感染して起こる病気で風邪よりも比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では、例年12月～3月が流行シーズンである。

### (6) 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、その感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから

新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、特措法の対象となる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行う。

## 2. 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫をもっていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。

項目	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状（典型例）	未確定（発生後に確定）	38度C以上の発熱、咳・くしゃみ等の呼吸器症状、頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定（発生後に確定）	2～5日
人への感染性	強い	風邪より強い
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致命率	未確定（発生後に確定）	0.1%以下

## 3. 新型インフルエンザ等の感染経路

### (1) 新型インフルエンザの感染経路

①新型インフルエンザの場合、主な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられている。

②また、ウイルスは細菌と異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

### (2) 飛沫感染と接触感染

#### ①飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

## ②接触感染

接触感染とは、皮膚や粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

たとえば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

### (3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。(飛沫の水分が蒸発して乾燥し、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路)

## 4. 新型インフルエンザ等予防の基本

### 一般的な予防策

対 策	概 要
咳エチケット	・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。
マスク着用	・病原体が付着する可能性があるため、使い捨て(1日1枚程度)として、他の人が触れない場所に捨てる。 ・不織布製マスクの使用が推奨される。家庭用と医療用とは、日常生活においては、ほぼ同様の効果があると考えられる。
手洗い	・流水と石鹸による手洗い(15秒以上行うことが望ましい。)は、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。
うがい	・風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は確立されていない。
対人距離の保持	・感染者から適切な距離を保つこと(2メートル以上)によって、感染リスクを大幅に低下させることができる。
清掃・消毒	・水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等よく人が触れるところを拭き取り清掃する。最低、1日1回は行うことが望ましい。 ・発症者の周辺や触れた場所などは、不織布製マスクや手袋を着用して消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノール、消毒用エタノールなど)による消毒を行う。
その他	・人混みや繁華街への外出抑制、空調管理(加湿器などの使用)、十分な休養、バランスの良い食事など

糸島市新型インフルエンザ等対策行動計画

(改定版)

令和2年4月

糸島市 総務部 危機管理課

健康増進部 健康づくり課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話 092-323-1111 (代表)